平成２４年（フ）第４０４号
埼玉県川口市本町１丁目16番４―303号
債務者　奥山　政彦
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　破産債権の届出期間　平成24年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
神奈川県横須賀市大津町１丁目17番７―302号
債務者　藤島健太郎
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤塚　泰弘
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９号
三重県松阪市駅部田町988番地　サンハイム駅部田301号
債務者　藤田　勝巳
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第２８１号
東京都八王子市並木町７番３―407号
債務者　森本　芳治
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末次　弘明
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８２号
東京都八王子市並木町７番３―407号
債務者　森本　範子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末次　弘明
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３号
滋賀県草津市追分町195―２、住民票上の住所山梨県甲府市大里町2904番地１
債務者　今井　隆志
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越後　雅俊
4　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３８号
富山県射水市港町19番５号
債務者　光瓦工業こと　加治　健二
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　敏彦
4　破産債権の届出期間　平成24年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２４５号
東京都武蔵村山市残堀４丁目48番地の19
債務者　池村　勝力
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　啓介
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３８４６号
東京都福生市大字熊川476―４―302
債務者　佐久川比沙子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　寛史
4　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２号
兵庫県姫路市網干区北新在家94番地　ディアス北新在家Ｂ―201、従前の住所兵庫県姫路市大津区勘兵衛町２丁目37番地
債務者　村上商店こと　村上　正巳
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１３号
兵庫県姫路市網干区北新在家94番地　ディアス北新在家Ｂ―201、従前の住所兵庫県姫路市大津区勘兵衛町２丁目37番地
債務者　村上　紀代
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１８号
兵庫県姫路市西庄甲687番地11、従前の住所兵庫県姫路市砥堀817番地１銀の馬車道壱番館Ｅ棟102号
債務者　竹内　幸代
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　勉
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８号
兵庫県宍粟市山崎町中比地311番地２
債務者　梶本　大輔
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部